

## 仕様書

### 1 案件名称

地域まちづくり課事務用蛍光ペンほか26点 買入

### 2 明細

別紙のとおり

### 3 納入期限

令和7年5月30日（金）

### 4 納品場所

大阪市生野区勝山南3-1-19 生野区役所4階44番窓口  
大阪市生野区役所地域まちづくり課

### 5 特記事項

- ・納入時期については、事前に事業担当と連絡調整を行い、土・日・祝日を除いた平日の午前9時から午後5時までの間に完了すること。
- ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。
- ・納品時等において建物等へ損傷を与えた場合は、受注者の負担により原状回復を行うこと。
- ・納入に際して発生する廃棄物等の処理は、受注者の責任において行うこと。
- ・契約締結後、すみやかに事業担当へ単価のわかる内訳明細書を提出すること。
- ・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。
- ・見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- ・納品物については、「大阪市グリーン調達方針」に基づき、物品を調達すること。

### 6 事業担当

大阪市生野区勝山南3-1-19  
大阪市生野区役所地域まちづくり課  
電話：06-6715-9010  
担当：西本、中村

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 特記仕様書

第1条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の企画総務課（連絡先：06-6715-9001）に報告しなければならない。